

# 地球惑星科学に関わる外国学協会との連携推進のための特定費用準備資金取扱規則

2016年5月23日理事会制定

## (総則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という。）の、地球惑星科学に関わる外国学協会との連携推進のための特定費用準備資金（以下「資金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

## (目的)

第2条 この資金は、当連合の公益事業であるわが国の地球科学会を代表しての関連科学の振興・普及活動と社会貢献に資するための国際活動の促進をより推し進めるため、地球惑星科学に関わる国際学協会との連携活動を推進するための経費として使用することを目的とする

## (資金計画)

第3条 この資金は、当連合の平成27年度の剰余金の一部を財源として平成27年度に920万円を積立てる。なお、この資金の積立限度額は、920万円とする。

2 この資金は、平成28年度に670万円、平成29年度に250万円を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

## (資金の運用方法)

第4条 この資金は特定費用準備資金とし、元本の安全性に配慮して、定期預金で運用する。

## (資金の支出)

第5条 本資金は、外国学協会との連携推進のため2016年および2017年に実行する以下の一項に該当する事業に対して支出することができる。

1. AGU（米国地球物理学連合）等とのジョイントミーティングおよびジョイントセッションの開催、およびその準備と報告に関わる経費
2. 前項ジョイントミーティングおよびジョイントセッションとして実施される、セミナーやシンポジウム等の開催に関わる経費

(資金活用の発議・承認)

第6条 第5条に関しては、当連合のグローバル戦略委員会、大会運営委員会および広報普及委員会からの発議により理事会の承認を必要とする。

(資金の維持・管理)

第7条 この資金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

2 この資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。

3 この資金は第2条及び5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第8条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、平成28年5月23日から施行する。